

○農山漁村 6 次産業化対策整備事業

事業の種類	申請書類（第 10 関係）
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進	
(1) 6 次産業化推進整備事業	1 応募申請書（別紙様式 11-1） 2 実施計画書（別紙様式 11-2） 3 費用対効果分析（別紙様式 11-3） 4 添付資料 （1）応募団体が農林漁業者団体の場合 ① 農業経営を行う法人の場合 ア 定款 イ 登記事項証明書 ウ 直近 3 カ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） ② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合 ア 法人設立が確実であることのわかる書類 イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近 3 カ年分の決算報告書 個人経営から新たに設立する場合には、直近 3 カ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等 ③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合 ア 組織の代表者、出資金及び規約等のわかる書類 イ 経理の一元化を行っていることのわかる書類 ウ 構成員に課税されている場合には、直近 3 カ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等 団体に課税されている場合には、直近 3 カ年分の決算報告書 ④ 共通 ア 見積書（2 社以上のものであること） イ 機械・施設等の位置図 ウ 機械・施設等の配置図及び平面図 エ 機械・施設整備の工程（工事日程）表 オ 商品の製造工程（フローチャート） カ 六次産業化法第 5 条若しくは第 6 条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画につい

て当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類
(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日
等を明記したもの)

ク 応募団体が所在する市町村が、六次産業化法第41条に
基づく、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を
策定している場合には、その写し

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意
願います。また、①から④に掲げる資料がない場合にあっては、
これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

(2) 応募団体が食品産業事業者の場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3ヵ年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ④ 組織の代表者、規約等のわかる書類
- ⑤ 見積書(2社以上のものであること)
- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施工整備の工程(工事日程)表
- ⑨ 商品の製造工程(フローチャート)
- ⑩ 農商工等連携法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商
工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の
写し
- ⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画につい
て当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類
(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日
等を明記したもの)

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意
願います。また、①から⑪に掲げる資料がない場合にあっては、
これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。